

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ
【英訳名】	Tokyo Kiraboshi Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 壽信
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山三丁目10番43号
【電話番号】	03(6447)5799
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 中村 太樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山三丁目10番43号
【電話番号】	03(6447)5799
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 中村 太樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月24日開催の当社第12回定時株主総会（普通株主さまによる種類株主総会を兼ねております。）において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

・第12回定時株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数並びに優先株式の変更）

第2号議案 取締役9名選任の件

渡邊壽信、常久秀紀、吉野岳志、木村智勇、加賀見彰之、川角明大、高橋ゆき、野村修也、及び小林治彦を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役4名選任の件

綾隆介、野邊田覚、内田秀樹、及び市場典子を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

遠藤賢治を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	166,936	77,386	14	（注）1	可決（67.75%）
第2号議案					
渡邊 壽信	239,698	4,620	29	（注）2	可決（97.27%）
常久 秀紀	241,371	2,963	14		可決（97.95%）
吉野 岳志	241,664	2,670	14		可決（98.07%）
木村 智勇	242,877	1,458	14		可決（98.56%）
加賀見 彰之	242,895	1,440	14		可決（98.57%）
川角 明大	242,918	1,417	14		可決（98.58%）
高橋 ゆき	243,367	969	14		可決（98.76%）
野村 修也	243,435	901	14		可決（98.79%）
小林 治彦	243,457	879	14		可決（98.80%）
第3号議案					
綾 隆介	201,787	142	0	（注）2	可決（81.89%）
野邊田 覚	231,279	88	1		可決（93.86%）
内田 秀樹	231,985	94	1		可決（94.15%）
市場 典子	243,983	60	1		可決（99.01%）
第4号議案					
遠藤 賢治	244,051	287	14		可決（99.04%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注) 2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使期限までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日に出席された株主の議決権のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

. 普通株主さまによる種類株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月24日

(2) 決議事項の内容

議案 定款一部変更の件(上記 . 定時株主総会(2)第1号議案と同一の内容であります。)

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	166,936	77,386	14	(注) 1	可決(67.75%)

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 種類株主総会に出席した普通株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

普通株主さまによる種類株主総会の議決権行使期限までの事前行使分および当日出席の一部の普通株主さまから議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、普通株主さまによる種類株主総会当日に出席された普通株主さまのうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上